

2023年6月10日改定



IBインカレ

International Business Studies
Intercollege Competition

出場チームのための 公式ガイドブック

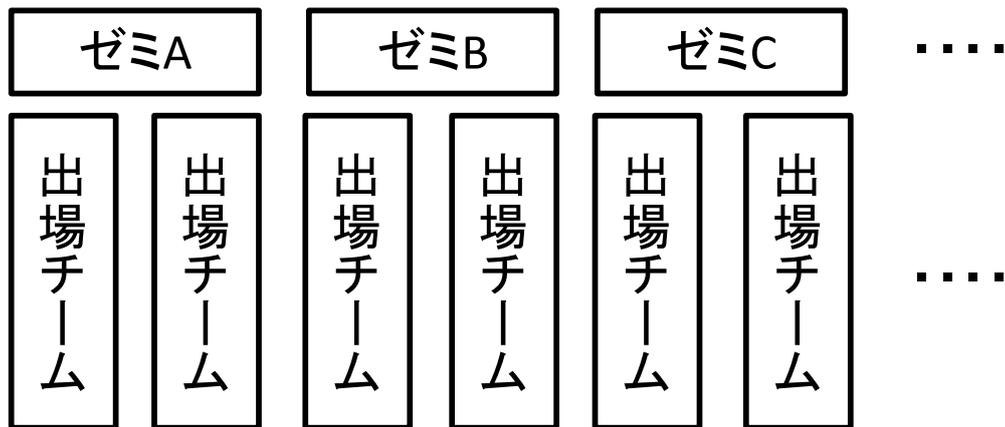
IBインカレ審査委員会

目次

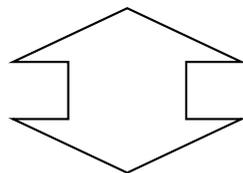
- 1) IBインカレ運営体制図(P2)
- 2) 大会までの流れ(P3)
- 3) 審査と表彰について(P4)
- 4) 予選と決勝について(P5)
- 5) ルール集
 - ・論文執筆要項(P6～8)
 - ・論文審査項目と配点(P9)
 - ・プレゼン審査項目と配点(P10)
 - ・プレゼンのルール(P11～13)
 - ・遅延に関するルール(P14～15)
 - ・剽窃に関するルール(P16～17)

1) IBインカレの運営体制図

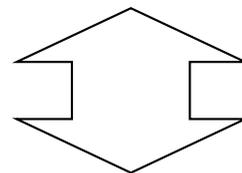
約30～36チーム



仮エントリー, 論文
提出などの連絡

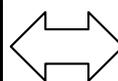


プレゼンファイルの
提出, 大会当日に関
する連絡と運営



審査とルール
のとりまとめ

審査委員会



主催校

大会当日の運営

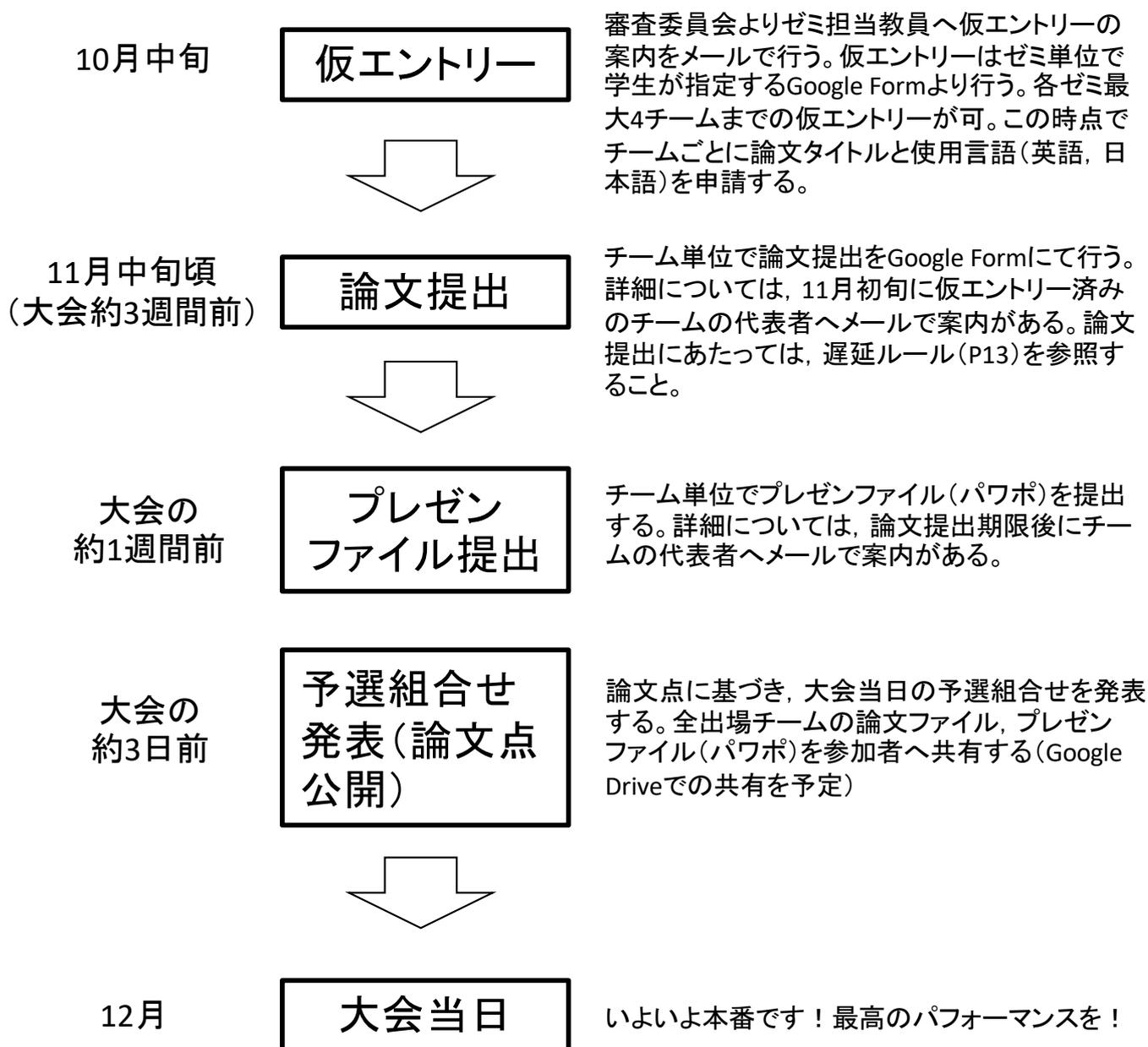
論文審査,
プレゼン審査

教員(審査員)

大会運営委員会

2) 大会までの流れ

IBインカレは出場チームの皆さん全員で作る大会です。皆さんの協力をお願いします。ゼミ代表学生，出場チームの代表学生の皆さんには審査委員会よりメールで連絡が入ります。以下の流れを十分理解の上，審査委員会からの案内・連絡事項のうち，必要な事項に関しては必ず期限内に対応してください。



3) 審査と表彰について

IBインカレでは、事前に提出する「論文」と大会当日に実施する「プレゼンテーション」の2つの得点の合計で競います。

配点

論文……………40点

プレゼンテーション…20点(決勝は30点)

* 審査項目, 論文執筆等に関する詳細については
5)ルール集を参照

英語論文について

- 英語論文を提出した場合は, 論文点に10点を加
点する
- 英語論文は当日の発表での使用言語も英語とする

表彰と入賞について

- 決勝進出のファイナリスト(8チームを予定)を入賞とする
- 上位3チームを表彰する
- ファイナリストを除く予選出場チームの中からも優秀なチームと個人を表彰する
- 優勝チームの論文は再編集し, 日経広告研究所発行の『日経広告研究所報』に学生論文として掲載する(大会の翌年10月頃に掲載予定)

4) 予選と決勝について

- 大会は予選(午前)と決勝(午後)方式を採用する
- 予選では6ブロックの設置を予定している(各予選グループに4~6チームを配置する)
- 予選ブロックは, 論文点, 上位チームと下位チームが混合するように組む(例えば, ABCの3つの予選ブロックの場合, 論文点1位=A, 2位=B, 3位=C, 4位=A, 5位=B, 6位=C, 8位=A...へと順に配置する)
- 予選ブロックへの配置において, 英語論文と日本語論文は区別しない
- 決勝出場枠(ファイナリスト)は8チームを予定している
- 各予選ブロックより上位1チームが午後の決勝へ進む
- 各予選ブロック2位通過の6チームの中から,さらに上位2チームが決勝へ進出する(ワイルドカード方式)

5) ルール集

2022年5月25日改定

論文執筆要項

第1条 (論文の言語)

投稿原稿は日本語または英語のいずれかで記述すること。

第2条 (論文の字数・書式)

日本語原稿は、横書きA4用紙1枚につき40字×30行で15,000字以上、25,000字以内とし、英語原稿はA4用紙1枚につきダブル・スペース20行で5,000語 (words) 以上、8,000語 (words) 以内とする。フォントについては、日本語の場合はMS明朝とし、英語の場合はcenturyとする。フォントサイズは10.5とし、章と節などのフォントは12とし、太字とする。字数には、要旨、本文、注、参考文献、図表等をすべて含むものとする (添付資料の文字数は含まない)。英語原稿の参考文献欄等に日本語 (日本語文献等) を含める際は、日本語3文字=英語1wordとして換算することとする。

第3条 (論文のテーマ)

論文テーマは原則として国際ビジネス研究に関するものとする。国際ビジネス研究とは、国境を越えるあらゆるビジネスの活動・現象・理論を対象とする。また産業、企業、市場等の国際比較研究や日本以外の国や地域におけるビジネスを対象とする研究を含む。尚、国際ビジネスを対象としない研究テーマを設定することも可能ではあるが、その場合は本文中に必ず「節」を設けて、当該研究と国際ビジネス研究との関係について1,000字程度 (英語の場合は500words程度) で説明することとする。

第4条 (論文の体裁)

原稿の1枚目 (表紙) には、タイトル、要旨、キーワード (6つ以内)、文字数 (語数:word) を記す。要旨は日本語原稿の場合は400字、英語原稿の場合は150語 (words) 程度とする。表紙を含む本文中には執筆者の大学名、ゼミ名、氏名に関する情報を含めないように注意する。原稿の2枚目より本文を開始する。図表は本文の中に挿入し、本文の後に参考文献を記す。注は文末脚注とする。添付資料をA4サイズで10枚まで添付することを認める。添付資料とは、アンケート用紙 (調査票)、訪問企業リスト、ヒアリングデータ、写真、その他データ類などの補足資料のことを指す。添付資料は、参考文献リストの後に続けて添付する。すべてのページに通しのページ数を入れる。

「論文執筆要項」(2/3)

第5条 (図表)

図表は、1枚200字(英語の場合は60語)換算とし、通し番号を付け、必要に応じて注を書き、著作権法に基づき、データの出所や引用文献などの表記は明確に行わねばならない。

第6条 (参考文献の記述方式)

1. 原稿本文中で引用の対象とした文献については、(著者、刊行年)とする。(例) 多国籍企業の戦略行動は・・・という特徴を持つ(Teece, 2011)。
2. 複数の文献を同時に引用する場合は、アルファベット順に並べる。(例) ...と指摘されている(Buckley, 2009; Rugman & Verbeke, 2012)。
3. 著者に言及する場合(あるいは直接引用)、著者(刊行年: ページ)とする。
(例) 諸上(2017: 28~29)によれば...「〇〇は...である」という。
(例) ...that have discussed in his recent article (Teece, 2014: 3-5).
4. 脚注を使用する場合は文末脚注(後注)とし、参考文献リストの前にまとめて挿入する。脚注の数は可能な限り最小化する。
5. 本文で引用した文献については、本文の後に参考文献として一括して記述する。その際、「著者」「刊行年」「文献名」「雑誌名」の順とする。和文、英文ともにアルファベット順に並べてリスト化する。ウェブサイトからの引用文献にはURLと閲覧日を記すものとする。6の例に含まれない引用については、その表記形式は任意とするが、引用元、著者(機関)、発行年などを明確に示すこと。
6. 参考文献の表記例

和文

書籍

關智一(2017)『イノベーションと内部非効率性: 技術変化と企業行動の理論』白桃書房。

諸上茂登・Massaki Kotabe・大石芳裕・小林一編著(2007)『戦略的SCMケイパビリティ』同文館出版。

書籍内の章

大石芳裕(2013)「グローバル・マーケティングの特徴」大石芳裕・山口夕妃子編著(2013)『グローバル・マーケティングの新展開』白桃書房, 3-16頁。

「論文執筆要項」(3/3)

論文

内田康郎 (2012) 「ユーザー主導の標準化プロセスとロイヤリティフリー—国際標準化に向けた新たなプロセスがもたらす戦略的意味—」『国際ビジネス研究』第4巻2号, 93–113頁。

訳本

Teece, D. J. (2009) *Dynamic Capabilities & Strategic Management*. London: Oxford University Press (谷口和弘他訳(2013)『ダイナミック・ケイパビリティ戦略』ダイヤモンド社。)

英文

Books

Rugman, A. M. (2005) *The Regional Multinationals: MNEs and 'Global' Strategic Management*, Cambridge: Cambridge University Press.

Chapters in edited books

Teece, D. J. (1987) “Capturing Value from Technological Innovation: Integration, Strategic Partnering and Licensing Decisions” in R.B. Guile and H. Brooks, (eds.) *Technology and Global Industry: Companies and Nations in the World Economy*. Washington, D.C.: National Academy Press, pp.19-38.

Journal articles

Iguchi, C. (2012) “Globalization of R&D by TNC subsidiaries: the Case of South-East Asian Countries”, *Asian Business and Management*, Vol. 11, No.1, pp.79-100.

Usui, T. Kotabe, M. & Murray, J. Y. (2017) “A Dynamic Process of Building Global Supply Chain Competence by New Ventures: The Case of Uniqlo”, *Journal of International Marketing*, Vol. 25, No. 3, pp.1-20.

その他

ウェブサイトからの引用

国土交通省観光庁観光白書担当「観光白書平成30年度版」,
(<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000008.html> 閲覧日: 2018年9月2日)

以上

論文審査項目と配点

2023年6月10日改定
(赤字部分が改定箇所)

番号	項目名	想定する論文の パート	内容	配点
①	形式	全体	論文執筆要項の形式が守れているか	5
			本論文と国際ビジネスとの関係性を明示しているか	
②	文章表現	全体	適切な言葉、文法を使用してわかりやすく表現できているか	5
			論文の構成は適切であり、論旨が明確に伝わるか	
③	問題意識とリサーチクエス ション(仮説含む)	イントロダクション ／文献レビュー/ 仮説構築パート	必要な先行研究を引用し、先行研究の問題点やリサーチ・ギャップを明示しているか	10
			学術上、実務上に意義のある問題意識やリサーチクエスションを明示できているか	
			問題意識やリサーチクエスションに独自性や新規性はあるか	
			仮説検証型論文の場合、仮説構築のプロセス(検証するに意味のある論理)を明確に示しているか	
④	データ	方法論パート	方法論選択(定量ないし定性)の妥当性と合理性を明確に説明しているか	5
			サンプル選定及びデータ収集の方法は適切か	
			データを取得するの十分な時間や労力を費やしているか	
			収集されたデータの価値や独自性を十分に示しているか	
⑤	分析	方法論／分析 パート	正しい手続きを踏んでデータを分析しているか	5
			定量分析ならば「仮説」を正しい分析方法で、適切なモデルで分析できているのか(たとえば、使用した分析方法を十分に理解していなかったり、明らかに重要なコントロール変数を無視している場合は問題となる場合がある)	
			定性分析ならば、質的データを正しい手続きを用いて分析できているのか。入手したデータから見えた論理を、矛盾なく発見事実として整理できているか(〇〇ということを主張するために無理ないストーリーが描けているか、他に可能性がある対抗仮説を吟味できているか)トライアングレーションを用いていると尚良い	
⑥	分析結果の解釈	分析結果／ディス カッション・パート	先行研究との関係性を十分に吟味し、分析結果を適切に解釈しているか。無理な主張をしていないか。	5
			当初のリサーチクエスション(問題意識)に答えられているか	
			独自の発見(新規性)を明確に示せているか	
⑦	インプリケーション	結論／ディスカ ッション・パート	理論的(学術上)な貢献を明確に示しているか	5
			実務的(経営管理的)な貢献を明確に示しているか	
			本論文の限界を理解し、新規性がいかなる範囲や対象においてどのような意味を持つのかを十分説明できているか	
			将来的な研究の方向性を示しているか	
合計				40

プレゼンテーション審査項目と配点

予選(配点20点)

1. 適切な言語と非言語表現（スライド含む）による明瞭さ（6点）
2. 論理的・一貫性（結論までが一貫したストーリーとして伝達できたか）（6点）
3. 質疑応答における回答（回答内容と時間、表現の適切性など）（8点）

決勝(配点30点)

1. 適切な言語と非言語表現（スライド含む）による明瞭さ（6点）
2. 論理的・一貫性（結論までが一貫したストーリーとして伝達できたか）（6点）
3. 質疑応答における回答（回答内容と時間、表現の適切性など）（8点）
4. 研究内容（プレゼンを通じて研究内容を評価する）（10点）

以下の行為は減点の対象となる場合があるので注意すること

- 論文提出後に追加した文献やデータをプレゼン内で明確に提示していない場合
- プレゼンの時間を守らない場合
- プレゼンファイル（動画も含む）の提出が遅れた場合
- 主催校、審査員の指示に従わない場合
- 尚、機器や通信の動作不良によるアクシデントは減点の対象とはならない

プレゼンテーションのルール

2022年5月25日改定
IBインカレ審査委員会

1. プレゼンテーション審査項目と配点
 - ・ 10ページを参照。
2. プレゼンファイルの提出と共有について
 - ・ プレゼンファイルの提出は、ゼミ単位ではなく出場チームごとに行う。
 - ・ プレゼンファイルの提出期限、提出方法、共有方法については、論文提出期限後に出場チームの代表者へメールで案内がある。この案内に従い、提出期限内に指定の方法でファイルを提出する。
3. 審査員の配置と審査方法
 - ・ 全審査員の平均点をプレゼン評価点とする。
 - ・ 午前の部では各予選会場に2ないしは3名の審査員を配置する。
 - ・ 午後の部では全審査員が審査を担当するが、担当するゼミの審査は行わない。
 - ・ 午前（予選）と午後（決勝）におけるプレゼン内容は原則として同一とするが、微調整、微修正は認める。
4. 時間配分と小道具に関するルール
 - ・ プレゼンテーションは15分間とする（15分経過した時点で強制終了となる）。
 - ・ 質疑応答は10分間とする。
 - ・ 公平を期すため、プレゼンテーションでは、レーザーポインター、パネル、ボードなどの小道具は一切使用できない。
 - ・ **スライドチェンジャー（リモコン）のみ使用可能とする。**

5. 質疑応答におけるルール

- ・ プレゼンテーションにおける司会者は主催校の学生が担当する。
- ・ IBインカレ出場学生（論文執筆者）は各会場の司会者の指示に従い、指定された場所に着席する（出場学生とオブザーバーの区別を明確にするため）。
- ・ 質問は出場学生、オブザーバーの区別なく受け付ける。
- ・ 大会の目的である「切磋琢磨の場の創造」の観点より、報告者の論文の質を高めることに資する質問を心がける。
- ・ 質問者は事前に論文を読み、質問を準備してることが望ましい。
- ・ 質問者は挙手の上、司会者による指名の後、所属ゼミと氏名を発言してから質問を開始する。
- ・ 時間内に3名程度の質問を受け付けられるように、冗長な質問と回答は避ける。
- ・ 1回の挙手にて受け付ける質問は1問とする。
- ・ 質疑応答中、回答者はプレゼンで使用したスライドを提示しながら回答できる（尚、プレゼン内で使用していない新たなスライドや資料を準備して質疑応答で使用することはできません）。
- ・ 原則として審査員は質問を行わない。
- ・ 出場学生より質問がない場合に限り、審査員がコメントを述べることができるが、審査員は時間の厳守を心がける。

6. 英語論文報告における質疑応答について

- ・ 使用言語は英語とする
- ・ 英語論文チームは英語での質問に対して1回のみ日本語で回答を行う権利を有する。この権利は予選、決勝それぞれに1回とする。具体的には、英語での質問を十分に理解できない場合、あるいは英語での回答に窮する場合、「日本語で再度質問をお願いします」「日本語で回答いたします」と発言し、その質問に対してのみ日本語を使用できる。その選択権は発表者側にある。質問者はまず英語で質問しなければならない。但し、日本語の理解が不自由な留学生による質問に対してはこの権利は行使できない。この新ルールは質疑応答の質を高めることを目的としている。
- ・ 日本語論文チームは英語論文チームに対して日本語で質問できる（英語の使用も可）。この場合、英語論文チームも日本語にて回答ができる。

7. 参加者の区分

出場学生

論文提出時にGoogle Formにて登録した出場チームのメンバー（学生）

オブザーバー

出場学生と審査員を除くすべてのオーディエンス。
具体的には出場ゼミ所属の学生（2年，3年，4年），
卒業生，オブザーバーゼミの参加学生など

以上

IB インカレ 論文提出の遅延に関するルール

2018年9月10日制定

IB インカレ審査委員会

IB インカレ審査委員会（以下、審査委員会）では、大会の円滑な進行のため、また、全ての出場チームが公平な条件の下で審査を受け、競うことを目的として、論文の最終提出の遅延に関連するルールを制定する。

IB インカレにおける論文の最終提出期限は、提出期限以降のプロセス、つまり論文審査および大会開催の準備と運営までの円滑な進行を確保するために設定している。提出期限から本選当日までの限られた期間内で、教員が論文を審査し、その結果を審査委員会が集約し、主催大学（ゼミ）が当日のプログラムを作成する、という段取りを滞りなく進めるためには、出場を予定する全てのチームが、提出期限を守り、審査委員会および主催大学（ゼミ）に協力することが必要不可欠である。この提出期限を守らなかったチームは、大会の円滑な進行を妨げたことになり、何らかのペナルティーを受けて然るべきである。

したがって、審査委員会は、論文提出および本エントリーに関する提出期限の遅延に関するルールを策定し、これによって、全てのチームに提出期限の厳守を改めて呼びかけ、提出期限の遅れが生じないことを期待したい。

では、最初に、提出と提出期限に関し、定義する。

【提出の定義】

IB インカレに出場するチームが、本エントリー（フォーム入力）および論文提出といった必要な作業を完了させ、かつ、その完了をIB インカレ審査委員会が確認した状態を提出とする。そうでない場合は、提出していないものとみなす。なお、フォーム入力や論文提出の方法は、毎年別途定めるが、原則としてすべてウェブ上で行われる。

【提出期限の定義】

IB インカレ審査委員会が設定した、論文の最終提出期限のこと。この日時は、毎年別途定める。

次に、提出の遅延に関するルールを以下に定める。

【提出の遅延に関するルール】

審査委員会では提出の遅延は失格に値すると認識している。特別措置として以下のルールを設定する。

- (1) 提出が提出期限までに完了しなかった場合、うち、期限日時から3時間以内の遅延の場合、論文点から10点の減点とする。3時間以上の遅延の場合、予選より出場を認めない。すなわち失格となる。なお、3時間は、何らかの不可抗力によってやむを得ず提出が遅延した場合であっても、別の手段によって提出を完了することが十分に可能な時間として設定している。
- (2) 一旦提出が完了した後の修正は、提出期限の前後に関わらず、またチーム名、代表者名、メールアドレスなど、出場チームに関するデータの修正も含め、一切認めない。なお、審査委員会が、必要データの欠損や不備等により大会運営に大きな影響を及ぼすと判断する場合、当該チームは、審査委員会の要請に応じて、必要箇所を修正して再提出する。その場合も、一律10点減点とする。
- (3) 出場予定チームは、論文提出に関する審査委員会から問い合わせに対して、審査委員会が問い合わせのメッセージを送信した時刻から24時間以内に返信しなければならない。24時間以内に返信のなかった場合、うち、審査委員会がとくに重要な過失があると判断する場合、最大10点を減点する。
- (4) なお、(1)から(3)のルールについては、理由の如何を問わず全てのチームに対して公平に適用される。電車の運休や遅延、パソコンやネット接続の不調、体調不良などの理由であっても同様である。例外適用については、必要に応じて審査委員会で協議する。

以上

IB インカレ 剽窃に関するルール

2018年9月10日

IB インカレ審査委員会

IB インカレ審査委員会では、過去の大会で、剽窃にあたる論文が提出されたことを重く受け止め、また、全ての出場チームが公平な条件の下で審査を受け、競うことを目的として、剽窃に関するルールを制定する。

【剽窃に関するルール】

提出された論文において、論文・書籍等の剽窃が見られた場合、失格とみなし、予選より出場を認めない。

【補足説明】

剽窃とは「既にかかれた文章を、出所を示さない形で自分の論文内で登場させること」を意味します。「既にかかれた文章」とは、本、論文のみならず、企業のホームページ、インターネット上の記述など、あらゆるものを含みます。自分自身が過去に書いたものであっても、出所を示さずにそのまま引用するのは望ましくないとされています。

なぜ剽窃が厳しく罰せられるのでしょうか。それは「文章を真似することが著作権上の問題になるから」だけではありません。「他人が作り出した知識をあたかも自分の知識のように使う」ことが、先人の研究に泥を塗ることになり、科学の発展を妨げることになるからです。研究というのは、常に過去の人たちの研究成果の上に積み上げられていきます。過去の研究があるからこそ、新たな研究を行うことができます。この際、過去の研究を引用することに「使用料」のようなものはかかりません。これは、研究の発展を期待する学者たちが作り上げた共通ルールです。

しかし、過去の研究成果を無断で、あたかも自分のもののように扱うことが横行したらどうなるでしょうか。各研究者は「盗まれない」ために自分の研究成果をオープンにしなくなったり、自分の研究を引用する際に「使用料」を取るようになっていたりするかもしれません。そのような息苦しい世界であれば、楽しくないので誰も研究活動を行わなくなるかもしれません。このよれば研究の発展は停滞する可能性が高いでしょう。研究を発展させるためには、剽窃を許してはいけないわけです。それ故に、IB インカレでも剽窃を厳しく罰することとしました。

ここで議論になるのは、「どれくらいの量ならば良いのか」「どれくらい変えれば良いのか」です。客観的に見て明らかに恣意性があるかどうかで判断されます。

まず量について。例えば論文の中の、一文だけが他人の論文と全く同じであったとしても、「偶然」である可能性が存在するため、剽窃とみなされないこともあります。

しかし二文や三文，特に一つの段落や複数の段落にわたって同じような文章が続く場合は，偶然の可能性は低いため，剽窃と判定されます。また，たとえ一文だとしても，元々の文章に誤字脱字があるにもかかわらず，それをそのまま引用していた場合は，剽窃とみなされるでしょう。

次に変更のレベルについて。過去の剽窃に当たる論文の多くは，そのまま引用したのではなく，語尾を変えたり，「てにをは」を変えたりしていました。これは剽窃の危険性を理解した上で，バレないように工作を行う，むしろ悪質な行為です。細かい言葉を変えたところで，文章の構成や内容，書き方の癖などから，他人の文章だということは判別できます。大学の教員であればだいたい見抜くことができます。

しかし上記は一般的に剽窃と判断されるときに状況を説明しただけであり，そもそも，「どのレベルなら剽窃とはみなされないか」の議論はナンセンスです。他人の文章を使うときは引用をすればよいだけですし，それ以外の部分は自分の言葉で語るというのが大原則であり，誰でも守れる簡単なシンプルなルールだからです。もし発覚しなかったとしても，剽窃をするということは自らの研究を自ら汚すことになります。どれだけ文章を書くのに苦勞をしても，剽窃は絶対に行わないよう，グループ内でお互いに強く共有してください。

審査委員会一同，今後も熱い研究活動を期待しています。